

されている。

雇用所得と給付支払について仮定される上昇率と同様、名目運用利回りの仮定値には一般的な物価上昇に起因する部分がある。ここでは、実質運用利回り（すなわち、インフレ率を控除した数値）に重点を置く。

AR21 での、直接運用費用を控除した後の実質運用利回りの最良推定の前提は、2004 年が 4.4%、2005 年と 2006 年が 5.0%、その後は徐々に低下して 2025 年以降は 4.1%である。AR18 での実質運用利回りの最終的な値は 4.15%であった。この前提の変更は、定常保険料率を保険料対象所得の 0.064%上昇させる。

この前提に関する感度分析は、CPP の全積立金の利回りを 1%上昇させるか低下させることである。感度分析の結果では、定常保険料率については保険料対象所得の 0.5%の上昇又は低下である。この前提には、賦課保険料率には影響がないので、利回りを上昇又は低下させることによる感度の影響はない。

首席アクチュアリーは、CPP の積立金の長期利回りを推計する際に、CPPIB が 2006 年については 65%を変動金利投資（彼はその内訳をカナダ株式が 25%、外国株が 30%、不動産やインフラなどの実質収益投資が 10%と想定している）と 35%を固定金利投資（その内訳を債券が 34.5%、短期投資が 0.5%と想定している）で構成される資産を想定していることに留意している。

債券のポートフォリオには、市場性のない州政府への 20 年のリボルビング融資が含まれる。州政府は、1998 年 1 月 1 日時点で未払いの融資についてさらにもう 20 年間借り替えるオプションがある。それらの融資の最後のものが満期を迎えるのは 2033 年である。これまでの経験によると、将来のロールオーバーの率は 0%（マニトバ、ユーコン、ノースウェストテリトリーズ）から 100%（ニューブランズウィック、ニューファンドランド、PEI、ケベック）まで州毎に異なると想定されていた。このリボルビング融資は、2004 年には CPP の積立金の 38.6%を占め、2033 年までには 0.0%に低下すると予測されている。

CPPIB は長期的な資産構成目標を採用していない。このような長期的な目標がない状況で、首席アクチュアリーは、変動金利投資が 55%（カナダ株式が 15%、外国株が 30%、不動産やインフラなどの実質収益投資が 10%）、固定金利投資が 45%（債券が 44.5%、短期投資が 0.5%）という推定の最終的な資産構成として、長期的な実質運用利回りの前提を導き出した。

毎年の実質運用利回りの前提を導き出すには、資産の各種類についての推定資産構成割合に当該種類の推定利回りが乗じられる。2008 年以降の年度については、推定利回りは以下の通りである。

表 3

資産の種類毎の推定実質利回り	
資産の種類	年間実質利回りの最終値
カナダ株式	4.6%
外国株	5.0%
市場性のある債券	3.4%
市場性のない債券	年毎に変更される
不動産とインフラ	4.0%
短期投資	1.5%

市場性のない債券の実質利回りは、2004 年の 6.4%から 2025 年には 2.9%に低下すると予測されている。

カナダ株の実質利回りは、過去 80 年間（2003 年 12 月まで）では約 6.7%であり、2000 年 12 月までの 101 年間では 6.4%だった。厳しくなった規則（例えば労働法、雇用法及び環境法）と、20 世紀の特に好ましい結果、一部の資本市場の成熟（それに伴ってリスクと変動の緩和が期待される）について調整した後は、我々なら首席アクチュアリーによって選択されたものよりかなり高い率である約 6.0%を最終的な最良推定の率として選択するだろう。しかし、団塊の世代が退職して運用を引き上げ始め、労働力不足が労働費用を押し上げ、これらの要因の両方が資本利益を低下させるので、考えられる経済調整を反映させるため、我々であれば、最初の 20 年間についてはそれよりも低い実質運用利回りを選択しただろう。

首席アクチュアリーが採用した長期的な実質運用利回りの前提は妥当な範囲内にあるが、我々が選択していた場合の「最良推定」の前提よりも低い。我々なら、債券について多少低い最終的な実質利回りを、また、既に指摘したとおり、株式については首席アクチュアリーよりもかなり高い実質利回りを選択し、結果として積立金全体についてはより高い（約 0.5%高い）最終的な実質運用利回りを選択していただろう。

推定された資産構成の最終的な姿は、CPPIB 運営管理部が現在予想しているよりも固定金利投資に多少偏りすぎている。しかし、CPPIB は、保険料率の変更への運用結果の影響の可能性について運用リスクを測定するものを含め、さらに運用リスク分析を実施する意向である。このような追加の分析は、将来の運用方針に影響を与えるかもしれない。我々の見解では、推定の資産構成の最終的な姿は、運用の分析と方針がまだ定まらないこの段階では妥当である。

我々は、資産構成の最終的な姿に基づく CPPIB ポートフォリオの実質利回りの前提については約 4.6%が妥当な範囲であると信じるし、おそらく 20 年の長期的な選択期間を考

るだろう。

実質運用利回りに関する意見

我々の意見では、積立金についての年間実質運用利回りの最終的な値に関する4.1%という前提は、妥当な範囲にはあるが、その一番下あたりに設定されている。しかし、我々なら4.6%前後の最良推定の前提とするだろう。

6.4 前提の全体としての妥当性

年金数理上の主な前提に関する我々の評価の際に、我々はそれらのいずれもが妥当な範囲にあると判断した。9つの主な前提のうち5つは、妥当な範囲の中心近くに設定されていたと考える。我々の見解では、

- 実質賃金上昇率と実質運用利回りについての前提は、妥当な範囲の中でもコストが高い方に設定されている。
- 死亡率と物価上昇率の前提は、妥当な範囲の中でもコストが低い方に設定されている。

高コストシナリオの相違が定常保険料率に与える影響は、低コストシナリオの相違が与える影響を上回る。したがって、AR21における定常保険料率は、我々なら導き出したかも知れない率よりも多少高い。

我々の見解では、全体的な影響は、一連の前提は妥当な範囲内に十分に収まるものとなっているが、我々が選択していたであろう前提に比べると、多少保守的又は費用が高くなる方に設定されていた。

前提に関する全体としての意見

我々の意見では、AR21を作成する際に使用された前提は、我々が選択したであろう最良推定の前提に比べて多少保守的（すなわち費用が高くなる方）になっているものの、全体として妥当な範囲内にある。

第7節 結果の伝達

本節では、次の質問について論じる。

「第21次報告書は首席アクチュアリーとそのスタッフによって実施された作業の結果について正しく伝えているか。」

7.1 背景

2004年12月8日に下院に提出されたAR21は、紙表紙の製本版で、英語（128頁）とフランス語（135頁）に分けて出版された。それは次の節で構成されている。

	英語版でのページ数
全ての節と図表を含む完全な目次	4
I. 要旨	3
II. 方法	1
III. 最良推定の前提	11
IV. 結果	15
V. 感度分析	7
VI. 結論	1
VII. 年金数理上の所見	1
付録A： 年金制度の規定の要約	6
付録B： 前提と方法（以下の項目に分けて記載）	
I. 序論	1
II. 人口推計	10
III. 経済の推計	14
IV. 運用の前提	6
V. 給付の支出	17
VI. 積立金	1
付録C： 感度分析	13
付録D： カナダ年金制度の財政方式	7
付録E： 前回の報告書との調整	5
付録F： 9.8%の定常保険料率による財政見通し	1
付録G： 謝辞	1

AR21はOSFIのウェブサイト（www.osfi-bsif.gc.ca）からも入手できる。

7.2 観察

AR21 は非常に有益な文書である。そこには、かなりの量の詳細で、包括的な要旨、及び多くの役立つ図表が含まれている。総合的な結論が明確に述べられている。

報告書は、一般読者のみならず、アクチュアリー、経済学者、人口統計学者、政策アナリストなどより対象を絞った専門的な読者にとっても関心のある情報を提供している。したがって、報告書は折衷案的なものでもあり、前者が必要とする以上の詳細が含まれる一方、後者にとっては物足りない部分がある。さらに、データ、方法及び前提に関する専門的な詳細が複雑に絡み合っていて、別々に記載されていないので、評価や分析の便宜が図られていない。

我々は、報告書を2分冊にする方が価値があると考えます。1巻目の方には、感度分析、調整及び制度規定、データ、方法、前提についての要約を含め、財政再計算の総括的な結果を含めるといいだろう。もう一つの巻では、制度規定、データ、方法及び前提について、それぞれ節を分けてより詳しく説明するといいだろう。いくつか例を挙げる。

- データ系列の全部が推計の根拠として使用されていない場合でも、データ系列毎に完全かつ一貫性のある過去の実績データを提供する。
- 過去の傾向を外挿するために使用された統計学的手法を含め、全ての方法を開示する。
- 全ての前提を、単に記述するだけでなく、その全体を開示する。
- 情報源（又はその構築）、方法及び前提についての変更の全てを明らかにし、それらの推計結果への影響を開示する。

我々はまた、確率的結果と感度分析に関する全ての情報を項目別に分け、「結果の不確実性」という見出しでこれらの結果や感度分析の解釈をある程度記載することも価値があると考えている。そうすれば、推計のこのような側面にも、*最良推定*の定常保険料率と同様の注意を払ってもらえるだろう。我々は、要旨の部分にもこうした配慮が払われるべきだと思う。

我々は、カナダ国民が、首席アクチュアリーによる将来の保険料率についての最良推定を理解するだけでなく、このような推計に必然的に伴う不確実性も理解することが重要だと考える。

我々の勧告はさらなる改良を目指すものであり、以下に掲げる意見を減じるものと解釈されてはならない。

7.3 結果の伝達に関する意見

我々の意見では、AR21 は首席アクチュアリーとそのスタッフが行った業務の結果を正しく伝えている。

7.4 勧告

勧告 6： 我々は、今後の財政再計算報告書が 2 分冊で発行されることを勧告する。

最初の巻は広範な読者に向けられ、次の項目を盛り込むことが考えられる。

- 要旨
- 首席アクチュアリーの調査結果 (AR21 の IV 節と V 節及び付録の C、D、E、F)
- 結論 (AR21 の VI 節)
- 年金数理上の所見 (AR21 の VII 節)
- 年金制度の規定、データ、方法及び前提を要約した 1~2 頁ずつの 4 つの付録

2 巻目は専門的な読者 (アクチュアリー、人口統計学者、経済学者、政策アナリストなど) に向けられ、次の項目に関する詳細で項目別の専門的な説明を盛り込んだものである。

- 年金制度の規定
- データ
- 方法
- 前提
- 実施した実証研究
- 前提の根拠と正当性 (背景データとして、過去の率の 100 年、50 年、25 年及び 10 年間の平均と標準偏差、動向を示す厳選された図表を盛り込む)

さらに、前回の財政再計算報告書以降のこれらの各要素における変化についても記載する。

勧告 7： 我々は、AR21 の V 節と付録 C に現在記載されている分析ならびに結果の不確実性についての追加の見解を、「結果の不確実性」と題して、最初の巻の一つの節にまとめることを勧告する。

勧告 8： 我々は、要旨には次のことを含めることを勧告する。

- いくつかの感度分析の結果及び結果の不確実性と将来の保険料率の変動の可能性についてのいくつかの見解を含めた「結果の不確実性」に関する小節
- 主な所見においては、9.9%の保険料率 (例えば、上昇する場合など) と 9.8%の定常保険料率 (例えば、少し低下する場合) の両方について、推計期間の最後の 20 年程度の期間の積立比率の動き
- 積立金の見直しにおいては、推計期間における少なくとも 3 つの代表的な期間 (初

期、中期、終期) について予想される、基準年ドル換算の積立金

第 8 節 その他の年金数理上の問題

この節では、我々が評価の際に検討した他の 4 つの問題について論じる。それらは以下の通りである。

- 制度の運用収益と保険料率の関係
- 諮問委員会利用の可能性
- 首席アクチュアリーのための報告体制
- 定常保険料率を計算する方法

8.1 制度の運用収益と保険料率の関係

6.3.3 項で指摘したとおり、CPPIB は現在、長期的な資産構成目標を設定していない。同委員会の現在の手順の下では、資産構成は目標とされておらず、それは定期的に更新されるリスク制限手順の適用から得られている。この手順の下で、CPPIB の理事会は一般的な政策指針を採択し、毎年その年における運用リスクの上限について承認している。CPPIB の運営管理部は、これらの政策指針に従って、理事会によって設定されたリスク制限内で運用を行っている。

この手順の下では、リスクは最小リスクポートフォリオとも呼ばれる基準ポートフォリオとの比較によって測定される。基準ポートフォリオは、その価値が制度の負債価値と連動して動く（すなわち、資産・負債の不均衡が最小になる）ように設計されている。そのため、基準ポートフォリオは、負債価値の変化に対応して資産価値が変化する度合いによってリスクが測定されるときに、最小リスクとなる。

（訳注：CPPIB が提示している基準ポートフォリオは、

{	外国株式	40%
	国内株式	25%
	カナダ実質利回り債	10%
	（インデックス債と同じ）	
	カナダ名目債	25%

である。）

CPPIB は、その基準ポートフォリオの利益を、スコットティア・キャピタル社の『Real Return Bond Index』によって達成される収益と定めている。CPP 負債はインフレ連動なので、CPPIB はインフレ連動の基準ポートフォリオを選択している。

CPPIB のリスク尺度の中心は長期（10 年以上）を考えている。最大のリスク水準は、10 年間で 2 年以上にわたり許容リスク制限を超えて基準ポートフォリオを下回することは予想されない資産構成である。二次的な目標として、CPP の資産の持続可能性のために要求される利回りと 2 つの長期的実質利回りの目標に対して、CPP ポートフォリオからの予想収益が

測定される。持続可能性のために要求される利回りについては、CPPIBの資料の中やCPPIBの運営管理部によって、次のように様々に述べられている。

- 首席アクチュアリーの将来の実質運用利回りの最終値の最良推定（現在は4.1%）
（CPPIBの *Measuring Total Portfolio Performance* (2002年) の1頁目）
- 4% (9.9%の現在の保険料率と9.8%の定常保険料率との差を反映させるため、アクチュアリー推定率から調整分を差し引いた数値) (CPPIBの2004年版年次報告書の7頁目)

2つの長期的実質利回りの目標は、次のように述べられている。

- 債券の実質利回りに1.6%を上乗せ（CPPIBの *Measuring Total Portfolio Performance* (2002年) の1頁目）
- 4.5% (CPPIBの2004年版年次報告書の25頁目)

現在のCPPIBの実務では、同法の5(c)項及び規則の7項と8(3)項に示されるとおり、「過度の損失リスクを伴わずに最大の利益率を達成すること」ならびに制度における資産・負債の不均衡リスクをある程度制限することを一番重視しているように思われる。その目的上、資産・負債の不均衡リスクは、基準ポートフォリオで達成できたはずの利回りとの比較によって定義されている。

現在のCPPIBの実務では、保険料率水準と変動（*保険料率リスク*）の予想を直接測定し管理することには重点が置かれておらず、資産・負債の不均衡の測定と管理を通して間接的に行われている。しかし、CPPIBの運営管理部門は、我々に対し、来年か再来年あたりには保険料率の変動について直接的な分析を検討することになるかもしれないと伝えている。

8.1.1 保険料率リスクと変動性

我々は、長期的な平均の実質運用利回り及びその平均からの変動の両方の変化の影響を含め、保険料率の変動に対する運用収益の影響について直接的な分析を実施することで得られるものは大きいと思う。それによって、資産・負債不均衡の測定だけでは利用できないような有益な洞察と測定結果が得られるだろうし、運用業務に追加の貴重な規律を与えるだろう。また、次の順序で発展してきている企業年金制度のガバナンスにおける変化にも追随していくことになるだろう。

- 資産関連リスクの管理に重点を置く
- 資産と負債を統合した方法で管理する
- 資産、負債及び保険料を全体として管理する

我々は、このような分析は、確率的な分析を使用して、中期的観点（10年から20年）及び長期的観点（75年から100年）で実施されるべきだと考える。いずれの場合も、資産の種類間の利回りの変動の相関についての信頼できる推定と一緒に、利回りの予想について高い、低い及び最良の推定を利用すると有益だろう。

そのような分析は、現在のリスク制限の作業ほど頻繁に実施される必要はない。しかし、それによって、CPPIB としては、現在の作業で使用されるリスク制限を、保険料率リスクに意味のある方法で関連付けるため、当該制限を調整することができるようになる。運用の運営に関する洞察に加え、これらの分析及びそこから生まれる CPPIB の戦略的行動は、CPP の積立金の将来の資産構成に関する前提の選択の際に、首席アクチュアリーに有益な情報を提供するだろう。

異なる資産の種類の利用リスクと運用収益には、理論的及び実績でも相関があるので、これらの利用リスクと将来の CPP 保険料率にも相関がある。利用リスクがより大きな資産の種類は、より大きな収益を生み出し、そのため長期的には平均して保険料率を低下させることが予想されるが、収益と保険料率の変動も大きくなる。このため、次の相反する要求の間で適切なバランスを図る必要性が生じる。

- 低いがより変動の激しい保険料率
- 高いがより安定した保険料率

我々は、CPPIB が、現在と同様に、次の各事項を実施する必要があることに同意する。

- 投資ポートフォリオ全体の総合的な運用利回りと損失リスクの両方を考慮する。
- 資産・負債不均衡に制限を設ける。

我々は、長期的な平均の保険料率を最小限に抑えることと、当該平均からの保険料率の変動を最小限に抑えることの間で適切なバランスを図ることが、少なくとも同様に重要であると信じている。我々は、保険料率リスクを明示的に管理することに少なくとも同等の優先度を与えるような政策と手順を実施することに、CPPIB が高い優先度を与えることを期待する。

我々は、連邦と州政府の財務大臣が、全ての被保険者に影響するこの重要な問題についての CPPIB の進展を見守ることに、強い関心を持つだろうと考えている。

8.1.2 持続のために必要な利回り

首席アクチュアリーによる実質運用利回りの最良推定は、長期にわたる CPPIB の運用方針と実務に関する彼の予想や、推計及び運用の様々な種類における将来の実質利回りに関する彼の予想によって裏付けられるべきだと、我々は感じている。しかし、その逆であってはならない。彼の最良推定は運用方針によって裏付けられるのであって、それが運用方針や戦略を推進するために使用されるべきではない。

さらに、彼の実質利回りの最良推定が、ポートフォリオの予想収益のための 2 つ目のベンチマークやその他の目的で使用される場合、保険料率など他の場所で見つかる財源の余裕資金の分だけ彼の最良推定が削減されるべきではない。このような余裕は一般的な余裕

であって、保険料率に影響する全ての変数（本報告書の第6節で述べた9つ全ての人口変数と経済変数を含む）における悪影響を相殺するために利用されるべきである。それは、実質運用利回りの最良推定よりも低い場合にだけ備えるための余裕としては意図されていない。

我々はまた、6.3.4項で表明したが、我々なら首席アクチュアリーが選択したものより高い4.6%前後の最良推定の最終的な実質運用利回りの前提を選択するだろうという見解も指摘している。

8.2 諮問委員会の利用の可能性

過去の財政再計算評価委員会は、定期的な財政再計算の年金数理上の前提を選択する際に意見を述べさせるため、首席アクチュアリーがアクチュアリー、人口統計学者及び経済学者で構成される諮問委員会を設置することを勧告してきた。

首席アクチュアリーは、過去数年間に、この点で2つの重要な措置を講じてきた。それは、本報告書の2.2.2項に記載されるようなセミナーを開催したこと、及び前回の財政再計算を評価した財政再計算評価委員会の報告書に含まれる助言を利用したことである。これらの新たな取組みは、両方とも有益である。さらに、我々は、我々の勧告3は首席アクチュアリーがセミナーから得られる意見を改善するのに役立つと考えている。

しかし、我々は、次のような学際的な専門家集団によって提供され得るような種類の詳細で関連性の高い意見によって、一層の改善を図ることができると感じている。

- 主要な前提に特に重点を置く
- これらの前提についての討論のため十分に準備する
- 適切な時期に直接会議や電話会議、電子メールなどで互いに意見を交換する（かつ問題を論議する）
- 主要な前提の全てについて合意を形成することに努める

当該グループは、諮問委員会と呼んだり、別のそれほど公式でない名称で呼ぶことができるだろう。名称が何であれ、我々は、彼らの貢献が首席アクチュアリーにとって貴重になるものと信じる。我々は、首席アクチュアリーはこの委員会から提供される助言を考慮すべきであるが、前提の最終的な選択は自らが行うべきだと考える。

首席アクチュアリーは、既に政府の内外の人口統計学者や経済学者とある程度の交流を図っている。多分、参加者を拡大し、意見発表の過程をさらに組織化し、学際的な交流や討論を加えることで、そうした基盤を築き上げることができるかもしれない。我々は、この考えにはかなりの価値があると考えている。我々は、もちろん、それにはある程度の費用が伴うことも認識している。

勧告9： 我々は、首席アクチュアリーが、互いに影響し合いながら、主要な前提の全体に関する総意的な提言をまとめあげるような、専門家の集団（アクチュアリー、人口統計学者、経済学者を含む）から学際的な助言を得るために、組織化された手順を策定することを勧告する。

8.3 首席アクチュアリーのための報告体制

過去の財政再計算評価委員会は、自らの局内に OSFI とは独立の首席アクチュアリー室を設置し、財務大臣又は州の財務大臣に直接報告することを検討すべきだと勧告してきた。

AR17 の財政再計算評価委員会は、英国の政府アクチュアリー庁を例として取り上げ、首席アクチュアリーの業務の財政上の重要性を指摘していた（すなわち、CPP と OAS 制度の下で、給付費支払は 2030 年には国民総生産の 5.6% を超えることが予測されていた）。

AR18 の財政再計算評価委員会は、OCA の組織と運営におけるいくつかの改善について指摘した（サービスの手数料収入による財政的な独立、職員数の増加、かなりの専門的独立性）。別の局の創設と運営に伴う追加的な費用についても指摘していた。それにもかかわらず、別の局とするのが最善の解決策になるだろうという意見を維持した。

我々は、エンロンや大々的に報道された他の財政破綻事例により、現在一般国民は財政の専門家の独立と職務上の誠実さに関心を持っていること、金融機関監督庁もこの話題を重視していることに注目している。首席アクチュアリーが金融機関監督庁に報告する現在の体制は、現在のところ非常に高い水準を達成しているが、今後も常にそうだとは限らないし、最高の専門的独立性を保証しているようには見えない。

現在の体制は、首席アクチュアリーの専門的独立性、OCA の適切な職員配置及び首席アクチュアリーが政策立案者と直接交流するという点で、現在のところは十分に機能しているように見える。しかしながら、その状況は OSFI 内の組織変更又は新しい監督官の任命の結果によってさえも変更される可能性がある。我々は、民間金融機関が、OSFI の要請に応じて、経営陣ではなく取締役会によって財政報告の専門家が任命・監督される体制に移行していることにも留意している。

我々は、適切な職員配備、専門的独立性及び政策立案者との直接交流についての最善の保証は、現在だけでなく長期的にも、異なる報告体制にあると信じている。報告体制は、最高の専門的独立性を確保すると同時に、確保しているように見えるべきである。

勧告10： 我々は、職員配置、専門的独立性及び政策立案者との直接交流という長所の継続性を確保することを目標に、首席アクチュアリーの報告体制が見直されることを勧告する。

我々は、最適な報告体制がどのようなものかについては検討していない。民間部門の展開になぞらえるなら、首席アクチュアリーが取締役会のような組織、つまり議会又は連邦の財務大臣と州政府の財務大臣で構成される審議会に報告する場合を想定できるだろう。しかし、こうした制度や他の代替案には、ガバナンスの側面や連邦と州政府の考慮事項など、我々が意見する専門知識を持たない問題が絡んでくる。したがって、我々は具体的な案を提言することはできないが、現在の体制を改善することが望ましいと信じている。

また、この評価には、現在首席アクチュアリー室によって実施されている他の数理業務又は連邦政府内の全ての数理業務のための報告体制を含めることができることにも留意している。我々は、我々の勧告ではこの件については検討していないので、意見を表明することは差し控える。

8.4 定常保険料率を算出するための方法

AR17、AR18 及び AR21 で使用された定常保険料率の算出方法では、デフォルト保険料率計算規則に定める手順に従っている。そこでは、再計算期間後の 10 年目と 60 年目（すなわち、AR21 については、再計算基準日後 3 年目から開始して 2016 年と 2066 年における率を比較する）の積立比率を比較し、これら 2 つの年度の積立比率が等しくなるような保険料率を選択している。

定常保険料率の算出方法及び年度の組合せは、首席アクチュアリーによって選択されるものではなく、規則に定められているものである。

定常保険料率の算出方法と年度の特定の組合せには、恣意的な要素がある。それらは、現時点では妥当な結果を導き出している（ただし、可能な限り最も安定した結果ではない）。しかし、常にそうなるとは限らないだろう。近い将来にこの問題について調査し、その後も定期的に見直すことが有益だろう。

また、国際社会保障協会の年金数理委員会が、社会保障制度の最適な積立について、調査の実施を計画していることにも留意している。当該調査の結果は、政策立案者に有益な情報を提供するはずだし、デフォルト保険料率計算規則を見直す根拠となるかもしれない。

勧告 11： 我々は、首席アクチュアリーが、定常保険料率の算出方法の妥当性とデフォルト保険料率計算規則において現在定められている年度の組合せの選択について、継続的に調査を実施し、その結果を公表することを勧告する。

勧告 12： 我々は、首席アクチュアリーが、社会保障制度の最適な積立に関する調査について、連邦政府と州の財務大臣に報告を続けることを勧告する。

署名欄

本報告書は以下の者により謹んで提出される。

Robert L. Brown
FCIA

Mark W. Campbell
FCIA

James G. Paterson
FCIA